

地域のまちづくりセンターを利用しよう

札幌市内に87か所ある「まちづくりセンター」は、地域のみなさんと連携しながら、地域の課題解決やコミュニティの活性化、ネットワークづくりに向けた取り組みを推進しています。まちづくりに関心のある方、活動に参加したい方はぜひ、お近くの「まちづくりセンター」へ!

札幌市のまちづくりセンター [全87カ所]

中央区			厚別区		
大通公園	北1条西9丁目	TEL.251-6353	厚別中央	厚別中央4条3丁目	TEL.691-3907
真北	北2条東2丁目	TEL.251-8119	厚別南	厚別南1丁目	TEL.891-1668
古舞	北17条東10丁目	TEL.261-3669	厚別西	厚別西2条3丁目	TEL.891-4555
東	南2条東6丁目	TEL.241-1696	もみじ台	もみじ台北7丁目	TEL.897-6121
豊水	南8条西2丁目	TEL.521-0204	青葉	青葉町3丁目	TEL.892-8177
西園成	南5条西7丁目	TEL.521-2384	厚別東	厚別東4条4丁目	TEL.897-2885
豊	南11条西10丁目	TEL.511-0116	豊平区		
山鼻	南23条西10丁目	TEL.511-6371	豊平	豊平6条7丁目	TEL.811-9436
鶴西	南11条西14丁目	TEL.561-3266	美園	美園6条5丁目	TEL.811-4118
西	南6条西13丁目	TEL.561-7124	月寒	月寒中央西7丁目	TEL.852-9288
南円山	南9条西21丁目	TEL.561-2472	平岸	平岸2条7丁目	TEL.811-9545
円山	北1条西23丁目	TEL.811-3387	中の島	中の島1条4丁目	TEL.821-5841
藻田	北7条西15丁目	TEL.621-3405	西園	西園4条5丁目	TEL.854-0357
宮の森	宮の森2条11丁目	TEL.644-8760	福住	福住1条4丁目	TEL.855-6615
北区			東月寒	月寒東3条17丁目	TEL.853-9191
鉄西	北10条西4丁目	TEL.726-5285	南平岸	平岸2条14丁目	TEL.814-1440
幌北	北17条西5丁目	TEL.726-6345	清田区		
北	北29条西7丁目	TEL.726-4385	北野	北野4条2丁目	TEL.883-0373
新川	新川1条4丁目	TEL.762-2604	清田中央	清田6条2丁目	TEL.884-7187
新琴似	新琴似7条4丁目	TEL.761-4205	平岡	平岡7条3丁目	TEL.883-7100
新琴似西	新琴似7条14丁目	TEL.762-8767	清田	清田1条2丁目	TEL.883-7600
屯田	屯田6条6丁目	TEL.772-1260	星塚・美しが丘	星塚2条5丁目	TEL.884-1210
麻生	北39条西6丁目	TEL.757-6810	南区		
太平百合が丘	太平8条7丁目	TEL.771-8180	真駒内	真駒内幸町2丁目	TEL.581-3026
拓北・あいの風	あいの風1条6丁目	TEL.778-2355	石山	石山2条2丁目	TEL.591-8734
穂波	穂波4条7丁目	TEL.771-2231	雄勝	雄勝3条8丁目	TEL.598-2059
東区			龍野	龍野2条7丁目	TEL.591-7041
鉄東	北9条東5丁目	TEL.721-3105	美岩	川沿6条2丁目	TEL.571-6121
北光	北18条東5丁目	TEL.721-1271	美岩下	南34条西9丁目	TEL.581-2001
北条	北25条東7丁目	TEL.721-6326	豊川	豊川13条2丁目	TEL.821-8585
栄西	北42条東4丁目	TEL.752-9526	共栄の森地区	石山東7丁目	TEL.592-7009
栄東	北41条東14丁目	TEL.711-2203	定山渓	定山渓温泉東3丁目	TEL.598-2191
元町	北20条東20丁目	TEL.781-6376	西区		
伏古本町	伏古3条3丁目	TEL.784-6634	八軒	八軒1条西1丁目	TEL.611-2221
丘咲	丘咲町183-2	TEL.781-4283	琴似二十四軒	琴似2条7丁目	TEL.621-2608
札幌	東百穂7条2丁目	TEL.783-3808	西町	西町北6丁目	TEL.661-2591
苗穂東	苗穂町3丁目	TEL.742-4427	勇壮北	勇壮12条4丁目	TEL.661-6262
白石区			西野	西野6条3丁目	TEL.663-0360
白石	本道1丁目南	TEL.861-8270	山の手	山の手3条7丁目	TEL.613-1929
東白石	本道13丁目南	TEL.861-9262	勇壮	勇壮5条3丁目	TEL.664-6411
東札幌	東札幌2条4丁目	TEL.811-9355	八軒中央	八軒6条西2丁目	TEL.615-9588
船水	船水7条2丁目	TEL.811-9445	手稲区		
北白石	北郷2条3丁目	TEL.874-0293	手稲	手稲本町3条1丁目	TEL.681-2131
北東白石	北郷3条12丁目	TEL.875-3077	手稲北	曙7条3丁目	TEL.684-0048
白石東	本道18丁目南	TEL.862-0813	前田	前田6条9丁目	TEL.683-4422
曙の里	曙水元町8条1丁目	TEL.871-2366	新発達	新発達5条4丁目	TEL.684-5567
			富丘西宮の沢	富丘2条2丁目	TEL.685-4746
			豊栄金山	豊栄3条5丁目	TEL.684-4020
			豊栄	豊栄2条3丁目	TEL.695-3222

条例をもっと詳しく知りたい方は
←を見て下さい。

ホームページにも掲載しています。



平成21年(2009年)3月
札幌市 市民まちづくり局
市民自治推進室 市民自治推進課
電話:011-211-2253 FAX:011-218-6168
Eメール:shimijichi@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shimijichi/>



市民が主役 札幌市のまちづくり

—自治基本条例—

自治基本条例キャラクター
「じっちゃん」

まちづくり条例キャラクター
「まっちゃん」

札幌市



どうして自治基本条例はできたの？

多様化する市民のニーズに的確に応えるため、
“市民が主役のまちづくり”をキーワードに。

まちが成熟していく過程では、誰もが満足できる暮らしのため、道路、公園、施設など、ハード的な部分のサービスを充実させる必要がありました。

しかし、こうしたハード部分の整備がおおむね終了したため、これからは、これらを活用しながら、札幌の文化・芸術を育み、まちの個性をつくっていくことが必要です。

また、地域を取り巻く環境の変化にとまじり、自主的なまちづくり活動が活発になるなど、市民のまちづくりへの関心も高まっており、こうした活動を応援することも大切です。

一方、限られた財源の中で、市民みんなが納得できる選択をしていくことも重要です。そこで、市民が主役となって議会や行政と協働し、まちづくりを進めていくことを明確にするため、「自分たちの地域のことは、自分たちで考え、決め、そして行動する」という理念のもと、自治基本条例が誕生したのです。

むかし



いま



自治基本条例は、市民憲章が目指す住みよいまちづくりを進めるためのみんなの約束事です。

札幌市民憲章

わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。

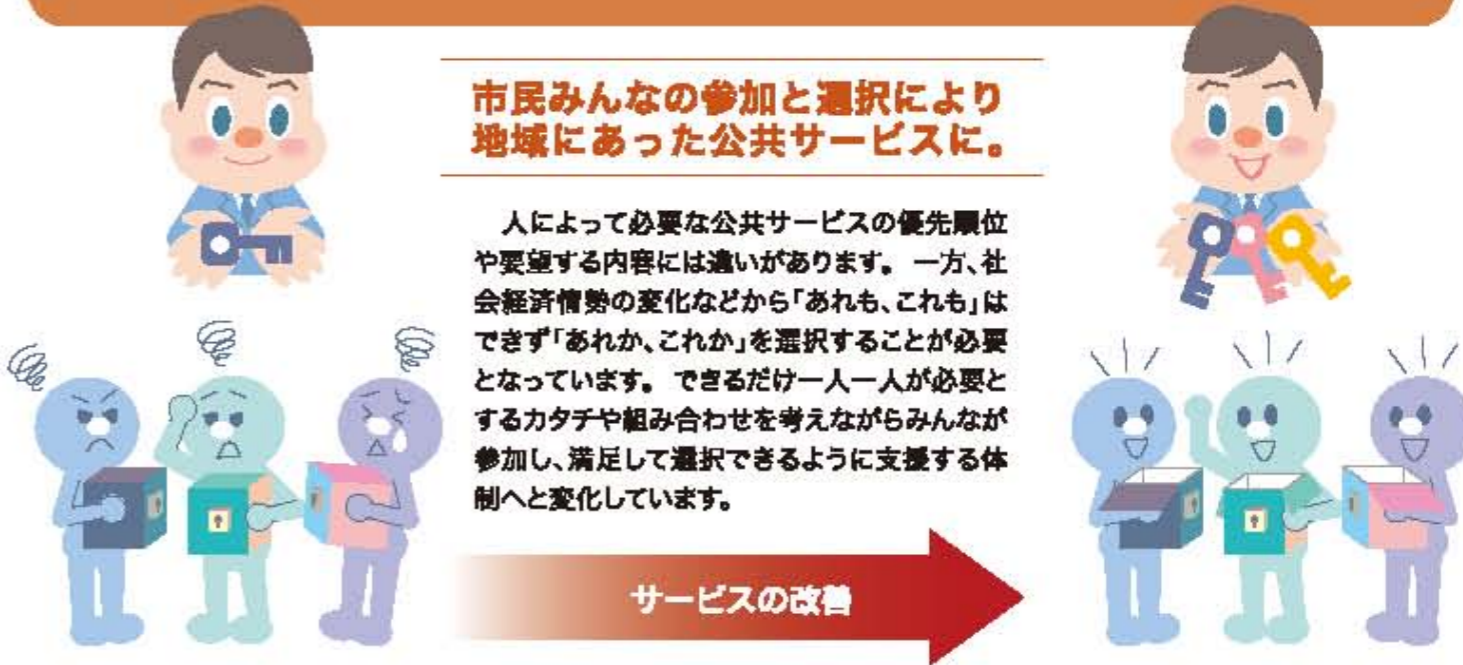
- 1章：元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。
- 2章：空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。
- 3章：きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。
- 4章：未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。
- 5章：世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

昭和38年(1963年)11月3日 制定
昭和61年(1986年)6月6日 一部改正

市役所の仕事も変わってきたんだよ

市民みんなの参加と選択により
地域にあった公共サービスに。

人によって必要な公共サービスの優先順位や要望する内容には違いがあります。一方、社会経済情勢の変化などから「あれも、これも」はできず「あれか、これか」を選択することが必要となっています。できるだけ一人一人が必要とするカタチや組み合わせを考えながらみんなが参加し、満足して選択できるように支援する体制へと変化しています。





自治基本条例って何？

「市民が主役のまちづくり」を進めるためのルール

自分たちのまちのことは、住んでいる人が一番よく分かるはず。だから、市民一人ひとりがまちづくりに参加し「自分たちのまちのことは、みんなで考え、話し合い、みんなの力で解決していく。」ことが大切です。

それが「市民が主役のまちづくり」です。条例には、「市民が主役のまちづくり」を推進していくための、まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割や市民が参加する仕組みが定められています。

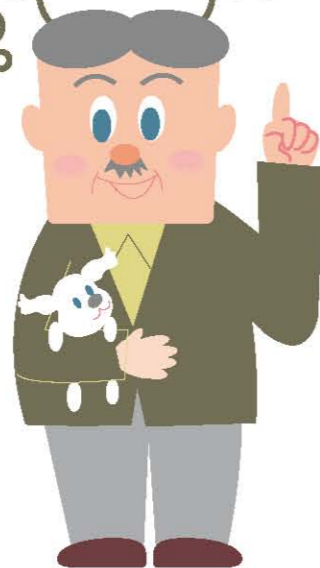


理想のまちづくりには市民参加が必要なんだ!!

安全に安心して暮らせるまちにしたい!



快適な生活環境をつくりたい!



子どももお年寄りも明るくて元気なまちにしたい!



基本理念

- 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。
- 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。
 - 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。



自治基本条例の重要ポイントは…

市民の皆さんの力を活かしてまちづくり ～情報共有と市民参加～

みんなが同じ情報を共有すること

「市ではどのようなことが行なわれているのか。」「何が問題なのか。」などの情報を共有することが大切!

市民が積極的に参加すること

身近な地域のまちづくりへの参加
身近な地域で行なわれている、地域をより良くしていく活動に参加していくことが大切!

市政への参加
市の政策などに、意見や提案を出していくことが大切!



まちづくりとは…

誰もが快適に暮らせるようにするための活動のことです。

地域の清掃や花植えなど市民一人ひとりが力を合わせて、暮らしやすいまちをつくるという活動も、道路や建物、公園などの施設

の整備も「まちづくり」です。

だから、身近な地域で行なわれている活動に参加することも、市が行なう政策に意見や提案を出したりすることもみんな「まちづくりへの参加」なのです。

まちづくりの基本原則

- 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。
- 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。
 - 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。



情報を共有するところからスタートです。



例えば…

自治基本条例でまず大切なのは、みんなが情報を共有すること。まちづくりは、まず「知る」ことから始まります。現在の状況や課題などを知らなければ、まちづくりについて話し合うことも、活動することもできません。まずは、情報を共有するところからスタートです。

広報さっぽろや各区のおたより、パンフレットを読んでみよう



札幌市では、『広報さっぽろ』をはじめ、市の情報をお伝えする様々な冊子やパンフレットなどを発行し、市役所や区役所の広報コーナー、まちづくりセンターなどでお配りしています。

インターネットで調べてみよう

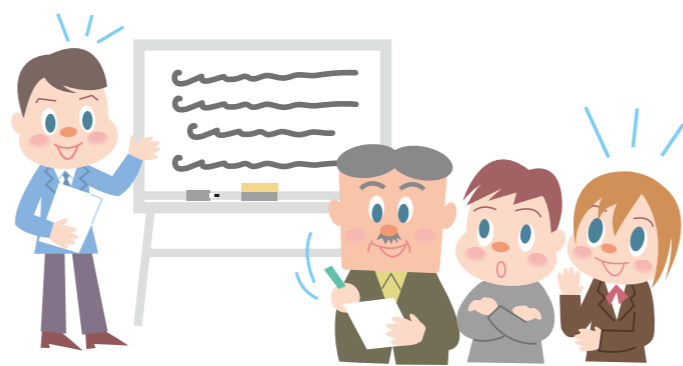
<http://www.city.sapporo.jp>



札幌市のホームページでは、市の情報や歴史などを情報提供しています。トップページの検索で気になるキーワードを入力すると、くわしい情報を探すこともできます。

出前講座などで直接話を聞こう

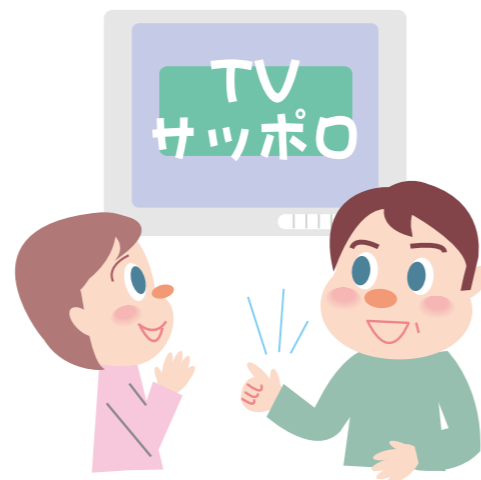
<http://www.city.sapporo.jp/somu/demaekoza/>



市職員が、地域の皆さんの要望に応じて出向き、市の仕事やまちづくりについて分かりやすく説明し、ご意見を伺う講座を開いています。

テレビやラジオの広報番組をチェックしよう

<http://www.city.sapporo.jp/somu/tvradio/>



最新の市のニュースや地域の魅力を、テレビやラジオの番組などでお伝えしています。

市役所では分かりやすい情報を積極的に提供していきます。



市役所からのお知らせって、ちょっと分かりにくいんじゃない?

広報さっぽろや各種のパンフレットなどについて、より親しみやすく分かりやすくなるよう努力していきます。



みんなで一緒にまちのことを考え
みんなでまちづくりに取り組むための情報提供を一層充実します。

情報提供

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。



身近なまちづくりに積極的に参加しよう。

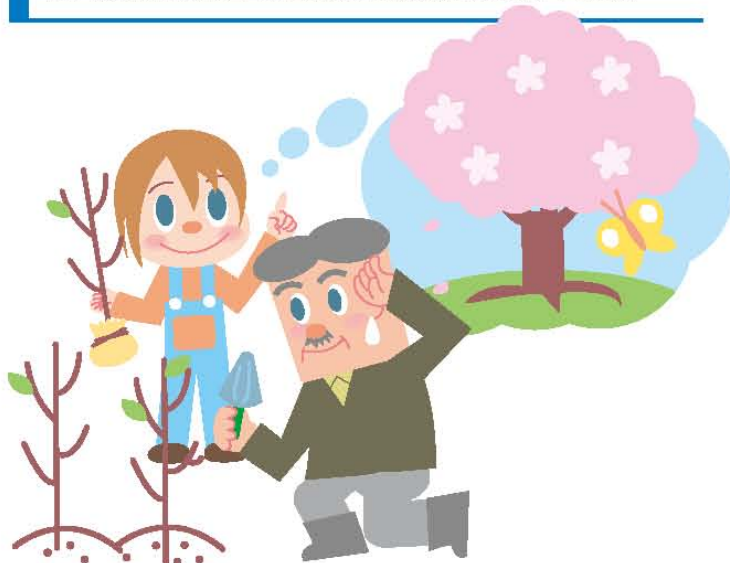


例えば…

地域には、町内会をはじめとした、たくさんの組織や団体があり、さまざまなまちづくり活動をしています。

まちの自然を育てます。

川や緑地など地域に合った美しい自然、まちの景観を守る活動



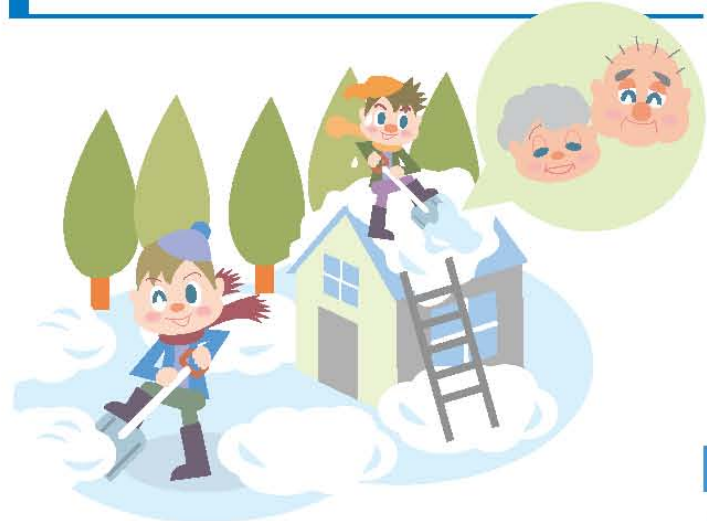
子どもの安全を守ります。

交通安全や、防犯パトロールなどの子どもの見守り運動



高齢者の暮らしをサポートします。

一人暮らしの高齢者の食事、冬期間の除雪など快適な暮らしを支援



応援!!



こうした市民の皆さんの活動を
10カ所の区役所と87カ所の
まちづくりセンターを拠点として
応援しています。

- 活動をする場や機会を充実
- まちづくりに関する情報のお知らせ
- 地域の連携をお手伝い

まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

「まちセン」とは?

▼ まちづくりセンターを知っていますか?

まちづくりを推進するため、地域のまちづくり活動の拠点となるのが「まちづくりセンター」です。

地域のまちづくり活動の支援や、地域の各団体のネットワーク化支援、地域情報の提供を行っています。



地域の活動について相談できます!

地域がよりよくなっていくためにはどうしたらよいかについて、地域のみなさんと一緒に考えたり、そのためのいろいろな情報を提供したりしています。



資料を入手できます!

市の事業のほか、地域のイベントなどを知らせるチラシなども置いてあります。



いろいろなお知らせがチェックできます!

地域のイベントを知らせるポスターやチラシなどが貼ってあり、地域のニュースを知ることができます。また、町内会で配られているお知らせなども掲示してあります。



役立つお知らせがいっぱいありそう!

証明書が受け取れます!

区役所に行かなくても、申し込んでおけば次の日には住民票などの証明書を受け取ることができます。



便利だね!

※まちづくりセンターの設置場所などは裏表紙をご覧ください。



あなたの意見を市政に届けよう。



こんな方法があるよっ!

※1 ワークショップやフォーラムに参加しよう

※3 パブリックコメントで意見を伝えよう
<http://www.city.sapporo.jp/somu/pub-comment/>

※4 市民委員に応募してみよう

アンケートに答えよう



※1 ワークショップ

あるテーマについて比較的少人数の様々な人たちが集まって話し合い、意見や提案をまとめていく会合のことです。

※2 フォーラム

あるテーマについて大勢の出席者が参加して行なう、話し合いのことです。

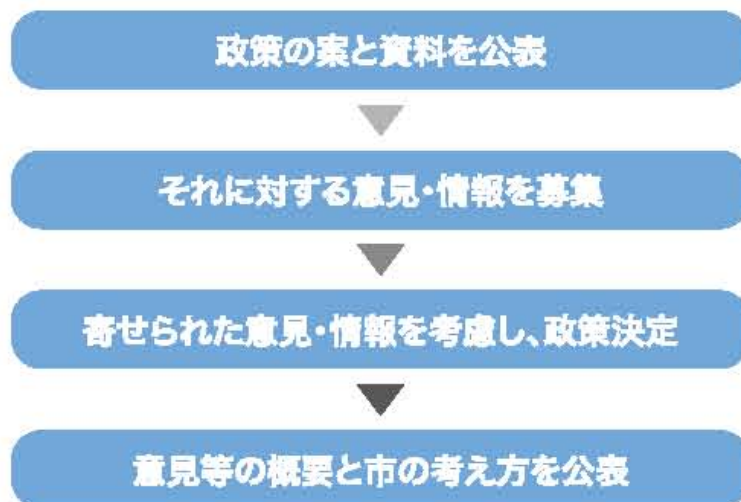


※4 市民委員

あるテーマについて検討する審議会などを設置する際に一般公募する委員のことです。有識者や専門家などと一緒に話し合いをします。



パブリックコメント(意見公募)の仕組み



※3 パブリックコメント

条例や計画など市の重要な政策を決める際に、広く市民の皆さんのご意見を集め、意思決定に反映させる制度です。

政策決定過程での市政への市民参加の機会を拡大するとともに、公正の確保や透明性の向上を図ることを目的として実施しています。

札幌市のホームページでは市役所や各区役所へのインターネット市政提案をお受けしています。

<http://www.city.sapporo.jp/somu/goiken/>

(市民の声を聞く場としてインターネット市政提案のページ)



市民からの情報提供はとっても大切! 自分の気持ちを伝えてみよう



市政への市民参加の推進

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。



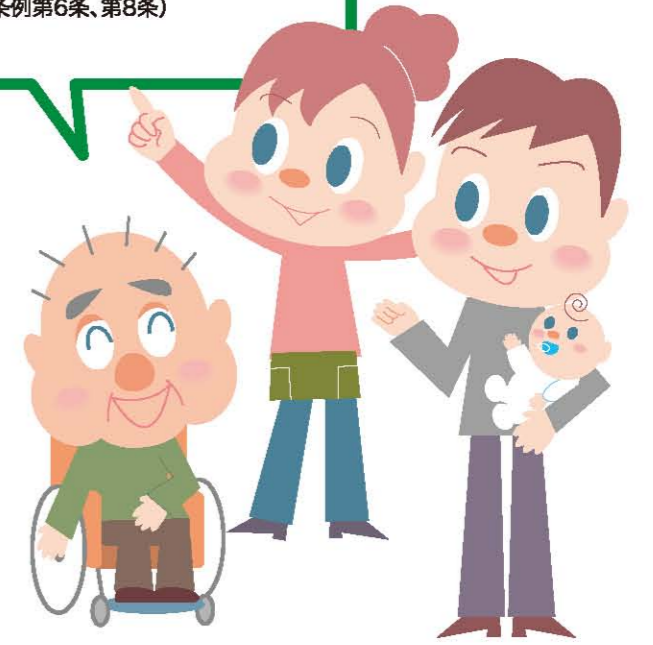
参加しよう 市民も、議会も、市長・職員も。みんなで進めるまちづくり。

仕組みと役割を見よう

市民、議員(議会)、市長・職員はそれぞれの役割を果たしながら、まちづくりを進めます。



- まちづくりの主役(条例第4条)
- 身近な地域のまちづくりに参加する(条例第6条、第8条)
- 市が行うまちづくりに意見を述べ、提案をする(条例第6条、第8条)



市民

みんなが自分の役割を果たして、協力しながら、まちづくりをしていきます。

- 健全な財政運営に努める(条例第18条)
- 事業の実施後などにはきちんと評価を行い、次の事業の改善へ役立てる(条例第16条、第19条)
- 活動の場や機会を充実する(条例第23条、第24条、第28条、第29条)
- 情報を積極的に提供する(条例第26条)
- 身近な地域のまちづくりを支援する(条例第28条、第29条)
- 市民の意見を反映させる仕組みを充実する(条例第31条)

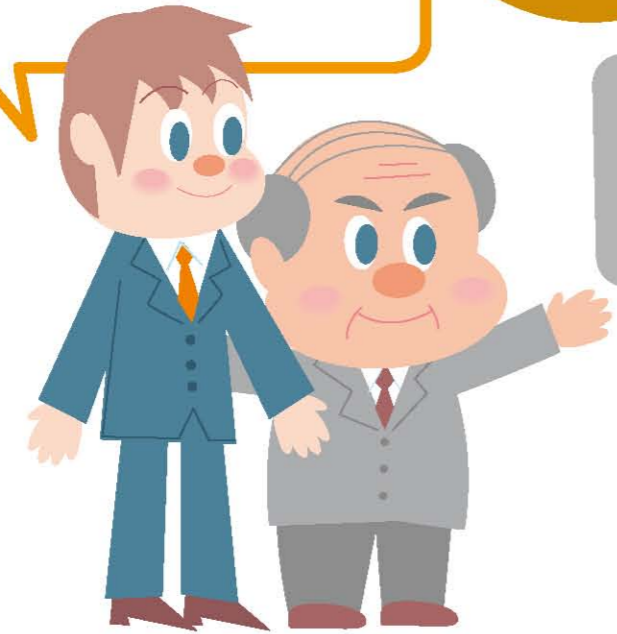
市長・職員



- 行政の仕事をチェックする(条例第10条)
- 議会を公開し、情報を積極的に提供する(条例第11条)
- 市民の声を反映させて、市の重要事項を決定する(条例第12条)



議員(議会)





実現します

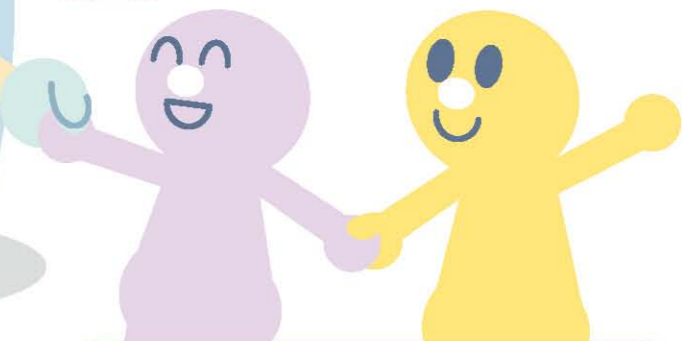
自治基本条例で市役所の仕事の仕方を変えます。

「市民が主役のまちづくり」を実感できるよう、市民にまちづくりに必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するとともに、提案や話し合いができる参加の場を広げていきます。

少しずつ
変わるんだね



市役所の仕事は
市民と一緒に
まちをより良くする
ことなんだ!!



計画

市は、計画的な行政運営を行うため、広く市民の参加を図りながら、まちづくりに関する計画などを策定します。



実施

市は、立てた計画の実施時期や方法が適切であるかなどを、市民の意見を反映させながら判断し、効果的かつ効率的に事業を実施します。



評価

市は、実施した事業が市民の生活にもたらしたものを把握するために、市民の率直な声に耳を傾け、その効果や影響を確認し、評価します。



改善

市は、市民からの評価を受けて、さらにより良いまちづくりのために問題点の改善に努め、市民の望む新たな事業に活かしていきます。

